

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月2日

相模原市長 本村 賢太郎

#### 相模原市条例第42号

##### 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第27条中「第23条」を「第24条」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第8条第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

第26条第1号中「第10条第3項又は第12条第3項」を「第11条第3項又は第13条第3項」に改め、同条第2号中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第27条とする。

第25条中「第17条第5項」を「第18条第5項」に改め、同条を第26条とする。

第24条中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第23条の前の見出しを削り、同条中「第17条第5項」を「第18条第5項」に改め、同条を第24条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第22条を第23条とする。

第21条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19

条を第20条とする。

第18条第1項中「施設、施設を設置する場所」を「施設等」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第4項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(多数の犬又は猫の飼養等に係る届出)

第8条 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬(生後91日未満の犬を除く。以下この条において同じ。)の数又は猫の数が一の施設等(施設及び施設を設置する場所をいう。以下同じ。)において6以上となったときは、その日から30日以内に、当該施設等ごとに、かつ、当該犬又は猫の別ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 施設等の所在地
- (3) 犬の数又は猫の数及びこれらのうち不妊又は去勢の措置が実施されている犬の数又は猫の数
- (4) 飼養又は保管の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設等において次の各号のいずれかに該当したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 犬又は猫の飼養又は保管を廃止したとき。
- (2) 飼養し、又は保管する犬の数又は猫の数が6未満となったとき。

4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 第一種動物取扱業者がその登録に係る飼養施設(法第10条第2項第6号に

規定する飼養施設をいう。以下同じ。)において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

(2) 第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

(3) その他規則で定める場合

別表中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の際現に一の同項に規定する施設等において同項に規定する犬又は猫を6以上飼養し、又は保管する者(同条第4項各号のいずれかの場合に該当する者を除く。)についても適用する。この場合において、同条第1項中「となったときは、その日から30日以内」とあるのは、「であるときは、令和7年4月30日まで」とする。

(準備行為)

3 改正後の第8条第1項の規定による届出の受理その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(相模原市手数料条例の一部改正)

4 相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2第25号の表中「第21条」を「第22条」に改める。